東京湾岸リハビリテーション病院（東京湾岸リハビリテーション研究・教育センター）における公的研究費等の不正使用防止計画

令和 2 年 12 月 1 日
統括管理責任者

Ⅰ．目的

「東京湾岸リハビリテーション病院における科学研究費取扱規程」第 54 章 第 11 条の規定に基づき、公的研究費等を適正に管理するため、次のとおり 不正使用を防止するための計画（以下「不正使用防止計画」という。）を定める。

Ⅱ．不正使用防止計画

1．コンプライアンス推進責任者が有効に機能するための取組み

不正使用防止計画	（不正使用発生要因となりえる事項）
・コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）の責任・権限を明確に認識し、機関全体のコンプライアンスに関する意識を高める推進責任者の任期を 3 年とする。 ただし、再任を拒むものではない。	推進責任者の責任・権限の認識不足

2．適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正使用防止計画	（不正使用発生要因となりえる事項）
・研究倫理に関する研修を実施し、研究に携わる職員に対し受講を義務づけ、受講状況や理解度の把握を行う。	研究倫理に関する認識の不足
・会計法、物品管理法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の関係法令及び通知、研究・教育センターの不正使用防止計画及び不正使用防止具体策並びに行動規範について、伝達研修等により認識の向上を図る。	不正使用防止計画及び不正使用防止具体策や使用ルール等に関する理解不足
・研究所事務室の会計担当職員は研究者間において、使用ルール等の解釈の統一化を図る。	同上

3．不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用防止計画	（不正使用発生要因となりえる事項）
・不正使用防止計画を PDCA サイクルで運用することにより、随時、見直しを図る。	長期間見直しが行われないことによる不正使用防止計画の陳腐化

４．公的研究費等の適正な運営・管理活動

不正使用防止計画	（不正使用発生要因となりえる事項）
・公的研究費等は、主に国民の貴重な税金などで賄われており、運営・管理する責任は重大であることを自覚させるために、研究者及び取引業者から、毎年、誓約書を提出させ適正管理の意識向上を図る。	公的研究費等が主に国民の貴重な税金などで賄われているという意識が希薄
・購入した物品（立替払を含む）等について、ルールの明文化と周知徹底を図る。	ルールが明文化されないことにより購入物品等に係る納品検収の不徹底が生じる
・管理台帳により、在庫と受渡状況の把握を徹底する。	換金性の高い物品についての管理が不十分な場合、私的流用の可能性がある。
・旅行実態の検証を可能とするため，用務内容，訪問先，宿泊先，面談者等の記載事項を含む旅行報告書の提出を出張とそれに伴う旅費支給の原則とし，カラ出張や旅費の不正受給を防止する。	旅行実態の確認が不十分
・内部監査において，出張者へのヒアリングを行い，出張の概要説明，必要に応じて追加資料の提出を求め，旅行報告と旅行実態の整合性に関する確認を行う。	旅行実態の確認が不十分
・部局責任者及び事務部門は，予算の執行状況について定期的なモニタリングを実施し，適正かつ計画的な予算執行を促す。	研究計画と予算の執行の不整合や計画性のない予算執行
・日付や営業担当者名の記載がない納品書及び請求書については、受理しないことを徹底する。また、領収書の記載内容が不十分な場合には、内訳が記載されたもの（レシート等）の添付させている。	納品書、請求書及び領収書の記載内容が不十分の場合は、業者との不正な取引の可能性がある。

5．研究者と取引業者の関係

不正使用防止計画	（不正使用発生要因となりえる事項）
・一定の取引がある取引業者に対して誓約書の提出を求め，不正行為に協力しないことを誓約させる。 ・取引業者に対して，預け金や品替えなどの行為が不正であることを周知する。 ・内部監査において，特定の業者に取引が偏っているとみられる研究課題を抽出し，特定品目多頻度取引の状況がないか確認を行い必要に応じて業者の売上帳簿照査を実施し，牽制を行う。	研究者と取引業者との癒着

6．情報発信・共有化の推進

不正使用防止計画	（不正使用発生要因となりえる事項）
・使用ルール及び外部資金制度等の相談を受け付ける相談窓口や不正経理の情報を受け付ける通報窓口が設置されていることを周知し浸透させる。	相談窓口及び通報窓口の設置情報が未浸透

7．モニタリングの在り方

不正使用防止計画	（不正使用発生要因となりえる事項）
・公的研究費内部監査規程に基づき、定期的な監査を実施するとともに、必要に応じて研究者及び業者に対するモニタリングも行う。	監査体制が不十分な場合、不正を見逃す可能性がある。